

第十三回 参議院建設委員会會議録第四十八号

昭和二十七年六月四日(水曜日)午前十一時四分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬與兵衛君
理事 赤木 正雄君
田中 一君

委員

石川 榮一君
深水 六郎君
徳川 宗敬君
前田 徳君
三輪 貞治君
松浦 定義君
東 隆君

政府委員

建設省管理局長 澁江 操一君
事務局側 菊池 瑞三君
常任委員 会専門員 武井 篤君
会専門員 会専門員 武井 篤君

説明員

建設省管理局 水野 岑君
建設課長

本日の会議に付した事件

○伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案(衆議院送付)
○公共工事の前払金保証事業に関する法律案(内閣送付)

○委員長(廣瀬與兵衛君) 只今から建設委員会を開会いたします。

○田中一君 法案の審議に先だつて、先般当委員会から大多数の意見として人事委員会に入れた、例の公務員法の一部改正で、進駐軍労働者に関する

公務員法の一部改正法案、これについては昨日人事委員会で採決いたしました。我々のほうの修正意見が否決されましたので御報告します。でこれに対する理由はですね、大体こちらから提案したところの修正案に同調したいのが事実です。それを進駐軍の組合が近々或る所でストライキを起すので、それを起すために、これはあえて速記録に残すために言いたいのですが、不満足だけでも、あの身分をはつきりしてもらわんと自分のほうでストライキをやりにくい。従つてこれを不満足ながらこのまま通してもいいという意見が左派の木下さんから出まして、それで大多数の賛成者を以て可決せられました。我々の意見が否決されて、原案が可決されたわけです。以上御報告します。

○委員長(廣瀬與兵衛君) それでは伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案について御質疑のおありのかたは順次御発言を願います。

○田中一君 昨日国会法に間違つていないか、間違つていないか存じませんけれども、一応連合委員会を考へて欲しいという申入を委員長まで申上げたに對して、ほかの委員会とはどう御連絡をとられたか。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記をとめて。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記をつけ

○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記をつけ

それでは本件につきましては、連合委員会は今後の状況に待つて善処したい、こういうことでお願いしたいと思ひます。

○田中一君 更に私から提案しますけれども、衆議院においては政府委員の釀山局長の答弁の中に数字の大きな間違いがあつたというのを聞いています。で、その数字の訂正方を建設委員まで申出があつたけれども、私

の、この社会党の右のほうに對しても同じように修正してくれぬかという申出があつたのです。これは私のほうとしては断りました。従つて衆議院の委員会では満場一致で可決されたものが未だにこちらに回付されたい、本会議に上程されたいという事は、今申し上通り、本会議修正をしようというような過程にあるのじやないかと思うのです。従ひまして、その結果がわかつてからこちらのほうに審議をしたい、かように考へます。よつて今日の委員会は、この伊東市の委員会は一つこの程度にして置いて頂きたいと、こう考へます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 皆さんにお諮りいたしますが、田中さんの御意見でよろしいと思ひますか。

○石川榮一君 一応田中さんの意見は筋が通つていゝと思ひますが、会期もだん／＼切迫して参るのと、議員提出として成るべく今国会で通したいという提案者の熱望があると思ひますので、できますことでしたらば、それに触れる問題は後廻しにいたしまして、その他の問題について御質疑を続

行になりまして、そうして議員立法としての提案者の氣持を汲み取つて頂きたいと思ひます。

○田中一君 石川委員のお説御尤もで、私もその線での審議を早くして、早く結論を出しまして、伊東市のかた／＼を安心させようという考へ方にはかならないのであります。ただ徒らに、衆議院の結論を修正しようという意見に現在あるのに、私が昨日提案したように、四つの委員会でも採み合つても、却つて審議の時間をとるばかりであります。一応衆議院では相当慎重に審議したと思ひますが、その結論が出てから衆議院の本会議でこれが可決されましてからやつたほうが、今石川委員のおつしやるような会期も迫つておりますから、法案を成るべく早く上げるというこの趣旨に即ちうけなければならない。従ひまして、今も懇談のうちに提案者に対して私の考へ方を申上げまして、御了承を得ておりますから、全く石川委員のお説に即ちうけながら、延期したらどうかという考へ方な

○委員長(廣瀬與兵衛君) 田中委員のお氣持よくわかります。お話を伺いますと、この審議を促進するための方法として、衆議院の修正等も予想されるという状況下に立つていゝから、その結論が衆議院から出ましたら直ちにこの法案の促進を図り、そうして成るべく本国会に提案者の希望するようにならうにやつて頂くという御方針であるならば、私は賛成であります。

○委員長(廣瀬與兵衛君) それでは御異議ないようでありますから、さよう決定をいたします。

○石川榮一君 有難うございました。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 次に公共工事の前払金保証事業に関する法律案を議題に供します。この法案について御質疑のおありのかたは順次御発言を願います。なお、建設省から水野建設課長が見えております。

○田中一君 ちよつと、この委員会と関係する法案が本会議に上程されておりますから、五分間ばかり休憩して頂けませんか。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 田中君の御発言如何ですか。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 田中君の御発言如何ですか。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 田中君の御発言如何ですか。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 田中君の御発言如何ですか。

○委員長(廣瀬與兵衛君) それでは伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案について御質疑のおありのかたは順次御発言を願います。なお、建設省から水野建設課長が見えております。

○田中一君 ちよつと、この委員会と関係する法案が本会議に上程されておりますから、五分間ばかり休憩して頂けませんか。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 田中君の御発言如何ですか。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 田中君の御発言如何ですか。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 田中君の御発言如何ですか。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 田中君の御発言如何ですか。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 田中君の御発言如何ですか。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 田中君の御発言如何ですか。

まして、無条件に出すかどうかということ、こういうふうな保証を前提として出す途を講ずるかという問題になつて来ると思つてございしますが、当時大蔵省といろ／＼協議をいたしておりましたのでございしますが、やはり前渡金制度については発注官側の危険というものを何としてもこれは保証する建前をとりました。国の予算的な支出をするという面におきまして、やはりそこそこ若干の不安があるというところでございまして、それらの利点を参酌いたしまして、まあこういう保証制度の下に前渡金を出す。それによりまして、現状からいたしますれば、相当の改善であるという観点に立ちまして、この制度を取入れることにいたしましたのであります。

○田中一君 現在の予算決算及び会計臨時特例によつて建設省が出しているものは、三の項の災害復旧費という項と、それから四の重要資源の開発の条項とありますが、これは三、四の条項に該当するもので、昨年中に前払した例がございしますか。

○政府委員(濤江操一君) 只今の予算決算及び会計臨時特例の適用によつて出している前渡金の額は、おおむね国の発注いたします工事量の大体一割というふうなきめてあるわけでありまして、

○田中一君 私は今の三の条項、四の条項について建設省が出しているものがあるかどうかを伺つてゐるわけですが、四の項について若し建設省がなければ私は取消しますが、建設省が出しているものはどのくらいございしますか。今までは、二十六年度ですね。

○説明員(水野孝君) 私からお答え申

上げます。建設省におきましても、重要資源の開発工事につきましては、ダム工事につきまして、若干前渡金を支出いたしております。ただそれがどのくらいそれが昨年度あつた、具体的に申しまして支出しておりますかどうかというところは、只今資料を持ち合せておりませんので、後刻調べまして、又御返事を申上げたいと思ひます。

なお、先ほど管理局長から申上げました通り、昨年度におきまして国、公共団体のいわゆる公共工事の全体の工事量は約千六百億と推定されますが、そのうち前払金が支出されておりますものは約一割でございまして、その出された前渡金の総額は約四十億に見当りやないかというふうに考へてゐるわけでありまして、

○田中一君 建設省が出したところの前払金で、実際は保証会社を置かれないものでも、保証したものは銀行が保証して出したのか、或いは全くそうでなくてまるつきり互いの契約で出したのか、その実態はどうなのですか。

○政府委員(濤江操一君) その場合におきましては、保証人制度を利用しまして、保証人の保証の下に出しているというふうになつております。

○田中一君 この予算決算及び会計臨時特例には保証人をつけなければならぬという規定があるのでございしますか。

○田中一君 その場合、実際はどういう経過になつたか、と申しますのは、或いは前払を払つたのか、かわらず、前払金を払つたという効果が上らん場合があつたか、或いはまあ言葉ですが、尻を割つてあなた建設省のほうに、政府のほうに損害をかけた事例があるか。そういう実態を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(濤江操一君) 私どもが二十五年年度の工事状況について調べましたところでは、これは国の場合でございまして、建設省の発注したものと並びに国鉄の発注したものとにそれぞれ工事放棄がございします。そのほかにも地方公共団体に非常によくさんの工事放棄の例が出てゐるのであります。

○田中一君 その場合には全部地方公共団体においても保証人を何人かつけてやつておつたわけですか。

○政府委員(濤江操一君) おおむねやはり保証人をつけておつたと大体想像いたしております。

○田中一君 第二条の規定のうちですが、出来高払は全工程のうち、いわゆる全工程を三分わけいたします、仮に三分わけをいたしまして、出来高払をするのは、前渡金を三割払うならば、三割以上になつた分に対する出来高払をするのですか。それとも三割という前払金はそのままにしておいて、これは最後に決済するという形か、或いは三分の二を経過したときに決済する形か。無論最初に前払金を三割やるというところは、建築には余りその工程によつて資材なり何なりを消化して行きますから、いいのですが、例えば土木工事などの場合には架設に相当かか

ります。かかつた場合にこれを架設にかかるものというものは全工程が完成して初めてペイできるのです。これ……長期の土木の場合には前払金というものは全体を通じてのバランスにおいて出来高から引いて行くのか、或いは三分の一を経過するときは三割というくらいの工程ができると、それで前払金でそれをペイするのか。この前払金そのものは最後まで残るのか、どういう形で運営するか、伺ひたいのであります。

○説明員(水野孝君) 只今の御質問の前払金と出来高払の関係でございします。前払金を仮に三割工期の当初におきまして支出いたしますと、出来高払は大体毎月一回やるといふことが通例になつておりました。その際、出来高払をいたします場合に、前払金をい

たしました額につきましては、第一回の出来高払のときにその前払金の額全額を返却せしめるといふ方法をとらなせんで、前払金をいたした額は工期に比例して出来高払の都度償却せしめるといふのが通例でございします。従ひまして、前払金をした額は工期一杯まで、工期の終了するまでその若干は残つてゐるといふことになるわけでございます。もつと具体的に申しますと、例えば三割を前払した場合には、仮に工期が四カ月といたしますと、この三十万円に工期が四カ月

で、第一回の出来高払で四分の一という出来高があつたという場合におきましては、三十万円の前払金の額で百万円の工事として、三割三十万円を前払金といたしますと、三十万円掛ける四分の一、この金額を第一回の出来高払

から償却せしめる。こういう方法であります。

○田中一君 今四カ月という工程で言つておりますが、例えば猿ヶ石の堰堤としますと、少くとも三年四年かかるのでございします。無論一年間であれば大体受入れになりました、二億ぐらひは消化できるのじやないかと思ひます。その場合は一年間分の二億というものを契約してそれでやつてしまふ。短いときはいいのですが、殊に継続事業、五年、六年かかる仕事が多いのです。その場合に政府の方針としては一年、或いは部分的に工事を切つて行く。一年間二億の契約だけれども、これを先ず最初に五千万円契約する、次に六千万円契約する、あとに一億何千万契約するとかというふうに分けてやれば、実際にそういうふうな運営をすれば、なか／＼前払金制度のよさというものは出て来ないと思ひます。やはり二億四億という工事の場合には、或いは継続事業で猿ヶ石のように三年、五年かかる場合、三年、五年を一括して契約してこそ初めて前払金制度の価値が出るのであります。勿論御承知のように相当架設に時間がかかるわけですが、機械の設備に時間がかかる、そういう場合に細かく区割りして契約したのでは、全体を完成するた

めの前払金のいい特徴が現われんと思ひます。実際に運管は予算関係とかいろいろなことがあるのです。実際のほうの運管はどういうことをしてやるか、三月、四月の短期のものとは論外です。いわゆる二年、三年、五年かかるような大工事ですね、これにこそ前払金の必要を感じるわけでありまして、これはどういふ工合に運営す

るべきか、

から償却せしめる。こういう方法であります。

から償却せしめる。こういう方法であります。

田中一宮 資本金の二十倍といふことは御覧に入れたいと存じます。

ここに保証の限度をもつた理由はどのような理由ですか。

○政府委員(澁江操一君) この保証事業会社の信用力と申しますか、これは

公共団体の資金を出すわけでござい
ますから、この信用力というものを相当

確かなものにしておかなければならぬ
ということが当然考えられる。そこ

出てございますように、保証基金の徴収によります金額と合せましたもの

と、この保証債務比率というものを二十対一というのが運用上この保証会

社の信用を確保する上に必要である。というふうに私どもは考えておりますが、これはもっぱら現在の保険会社等

の運営等をも参酌いたしましたして、大蔵省方面とも協議いたしましたして、この程

要であるという建前から押えたわけでござります。

○田中一君 第六条の株式会社でなければならぬということですね、結

合に、これはこの会社が公共性のものものを持っておりますが、営利法人という

ことになるわけでありませう。そこでこ
ういう構想のほかに御承知のように目

本には各県に建設業者の団体があつた。資本金、義務と権利が各業界の事業す。こういう団体を主体にしたほうが、

そのものに対して均霑されると思うのです。なぜ株式会社ということにしたか。

○政府委員（澁江操一君） 御指摘の点

は私どもの考え方としては、株式会社制度を採用いたしましたのは、おおむね二つの理由があつたわけですね。一つはこの少数株主によつてこの資金が集中されるという結果、保証事業会社の経営が集中される結果といつたしまして、保証事業会社の適正な運営が確保できないということを心配いたしました点が一つ。それからなお株式会社組織によらざる一つの、今御指摘になりましたように、建設業者の一つの団体というものを活用するという点につきましては、これはもつぱら事業者団体法との関係がございまして、事業者団体法によりますと、業者の団体がございまして、信用保証事業のときもこれを活用することは可能であることになりまして、その点を盛りまして株式会社制度をとつたのであります。

○田中一君 無論株式会社でも運営さえよければその目的は達せられると思ひますけれども、三千万円或いは一億円の金では実際に末端までこの会社のいいところが徹底するかどうか、組織が局限されるという点についてはどうお考へになつていますか。例えば大阪にできる会社が鹿児島の業者の保証までするということになりますと、経費が非常にかかると思ふのです。これは無論御答弁ではそれは会社がや

るのだから、自分のほうは一向わからんとおつしやるか知らんけれども、そういう点は二つ以上の会社が無論できるでしょうから、幾つできていいのですが、大臣がこれを承認しなければ全然これは登録の申請があつても拒否されるわけですね。そういう点はどういう構想でおりますか。

○政府委員(渡江謙一君) 保証事業会社といつたしましては、できるだけこの支店、出張所等のごときものを地方にそれ／＼ブランチとして設けるということが一応必要であるというふうに考へております。そうすることによつて御指摘になりましたように、各業界の需要というものに十分備へ得るようなことになつたといふふうな考へておるのでございまして、なおその考へることによりまして、いわゆるこの会社の一般管理費と申しますか、そういうものが非常に高くなると思ひますので、そういう点につきましても、できるだけ簡素な支店、出張所の機構を考へる必要があると思ひます。なおこの支店、出張所の事務所等は現在の只今お話にも出ましたような建設事業協会の各県の支部というものがございまして、そういう方面と連絡をいたしまして、そこに事務所を配置する、或いは緊密な連絡をとるという方法によつてできるだけ経費を節約し、ラフな方法で実があらうようにいたしたらどうかというふうに考へます。

○田中一君 それはもう少し詳しく聞きますと、会社がやるのだから自分のほうはわからんということになるので、これ以上は聞かれません、この契約の相手方、いわゆる発注者と業者と

いうこの両者の契約というものは、若しも非常なダンピングされた契約があつたと仮定する場合には、この会社はそれに對して拒否はできるのですか、できないのですか。

○政府委員(渡江謙一君) ダンピング等の場合におきましては、これは事業方法書にこの拒否の一つの条件といふものを明示することを要求してありますが、勿論そういう場合によつては拒否ができるという建前をたつて行くべきだといふふうに思ひます。

○田中一君 そのダンピングであるかダンピングでないかといふことは、どういふ機關でそれを査定するのであるか。

○政府委員(渡江謙一君) 勿論責任は保証事業会社の手によつてダンピングであるかないかといふことを調査して決定して行くわけでありまして、その際にこれは発注機關側、それから他の業界側の意見といふものをそれ／＼聴取いたしまして、そういう点を参酌しつつダンピングに該当するかどうかといふことをきめて行く方法をとつて行つたら如何かというふうに考へております。

○委員(廣瀬兵衛君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(廣瀬兵衛君) 速記を始め

○田中一君 私は認定、その他の問題が非常にその費用も時間もかかると思ふのです。そうすると結局これがですね、仮に清水組といふのは随分大きな組ですが、そのダンピングそのものの状態をつかんで拒否するのか、或いは相手の信用度において仮に清水建設と

いう会社が大体予算が仮に一億円とすると、世間では大体九千万円でできるだろうといふものを、五千万円で請けて清水建設といふ会社は恐らくそれをちやんと九千万円乃至一億円の仕事をするとするのです。その際工事の完成に對する保証はこれにはありませんが、これもやはりダンピングなんです。ダンピングで或いは三割の前渡金があるでしょう、その場合に保証の拒否とか何とかの認定がなか／＼困難になつて来ると思ふのです。いわゆる工事の工期そのものの完成を見て安全感を持つた持たないかといふ点は、或いは清水建設ならば年に二百億以上の仕事をやつておるのであるから、一億円ぐらゐ損してもさういふことはあるでしょうから、これは無論完成します。その場合に契約が安かつたという場合にどうもウエイトを置いて認定するのであるか。工事の完成にウエイトを置くのか、或いは信用度に置くのか、どつちですか。

○説明員(水野孝君) 只今の御質問は非常に重要な点だと思ひますが、入札ダンピングの場合は御承知の通りに入札を起す可能性が非常に強いわけにございまして、どうしても入札ダンピングであるかどうかといふことを慎重に調査いたしまして、そういう場合は保証の拒否をして行く、こういうことはとらざるを得ないと思ひますが、その際に御指摘のように業者の信用が十分であればたとえ入札ダンピングでありましても、これは業者の信用に重点を置きまして、保証を手をへて行く、こういう方法も確かに考えられます。又入札ダンピングといふのはそういう

ふうに事故の重要な原因となるものでございまして、入札ダンピングを防止するといふ建前からいたしまして、工事ごとにダンピングかどうかといふことを調査して、たとえ信用のある業者におきましてもダンピングがありますれば、その工事については保証を断りする、そういうふうにはつきりとした線を引いて行く、こういうことが中小業者者に対しては関係から申ししてもいいことではないか。何かその信用度に非常に重要な点を置いて行きますと、大事業者は入札ダンピングの場合には勿論これは大体信用度が薄いと一般に考えられますから、保証が拒否され

るといふふうなことになるので、中小業者のほうからはいろいろ／＼な問題も起つて来る。そういうことも考えられるところであつたといふので、どういふ方法をとつたらいいかといふ点につきまして、これは実は非常に重要な問題でございまして、私どもとして只今結論を出してはおりません。なお会社当局のかたともよく御相談をいたしまして、い

いふふうな考へております。

○田中一君 今の問題については早急に結論を出さんと、結局これは大事業者が全部、大工場が出ると全部前渡金をさらつてしまふのです。そうするとやはり中小企業には行かないといふことになつてしまふ。こういう点を非常に懸念するわけですね。中小企業に行かないで大きな工事が矢張り早に出れば全部保証額の限度といふものをさらつていつてしまふんです。そういうことが

○田中一君 それはもう少し詳しく聞きますと、会社がやるのだから自分のほうはわからんということになるので、これ以上は聞かれません、この契約の相手方、いわゆる発注者と業者と

○田中一君 私は認定、その他の問題が非常にその費用も時間もかかると思ふのです。そうすると結局これがですね、仮に清水組といふのは随分大きな組ですが、そのダンピングそのものの状態をつかんで拒否するのか、或いは相手の信用度において仮に清水建設と

いう会社が大体予算が仮に一億円とすると、世間では大体九千万円でできるだろうといふものを、五千万円で請けて清水建設といふ会社は恐らくそれをちやんと九千万円乃至一億円の仕事をするとするのです。その際工事の完成に對する保証はこれにはありませんが、これもやはりダンピングなんです。ダンピングで或いは三割の前渡金があるでしょう、その場合に保証の拒否とか何とかの認定がなか／＼困難になつて来ると思ふのです。いわゆる工事の工期そのものの完成を見て安全感を持つた持たないかといふ点は、或いは清水建設ならば年に二百億以上の仕事をやつておるのであるから、一億円ぐらゐ損してもさういふことはあるでしょうから、これは無論完成します。その場合に契約が安かつたという場合にどうもウエイトを置いて認定するのであるか。工事の完成にウエイトを置くのか、或いは信用度に置くのか、どつちですか。

○説明員(水野孝君) 只今の御質問は非常に重要な点だと思ひますが、入札ダンピングの場合は御承知の通りに入札を起す可能性が非常に強いわけにございまして、どうしても入札ダンピングであるかどうかといふことを慎重に調査いたしまして、そういう場合は保証の拒否をして行く、こういうことはとらざるを得ないと思ひますが、その際に御指摘のように業者の信用が十分であればたとえ入札ダンピングでありましても、これは業者の信用に重点を置きまして、保証を手をへて行く、こういう方法も確かに考えられます。又入札ダンピングといふのはそういう

考えられますから、これは予備審査で
すが、成るべくならこの審査中に一
応結論だけでも出して頂くことが望ま
しい。私は大業者の救済のためにこの
法案を考へてゐるのではないんです
中小企業者の救済のためにどうしても
必要だからやうたい、こう考へてゐる
ので、大業者は無論銀行から相当の押
をもらつて、融資の点は困る人は土木
のほうでは非常に困る人もあるけれど
も、大体においてやつて行けると思ふ
のです。そういう点は若し審議の期間
中に一応の結論を出して頂ければ非常
に幸ひです。

今の問題に關連しまして非常に困難
な点があり、殊に三千万円以上程度の
会社では恐らく末端におけるところの
村、或いは町の工事まであなたの方
の調査は行届かんとおもうのです。そ
ういふ点を非常に考へませんと、こうい
う会社は自分の管理費でこいつは食つ
ちやいます。そうすると日歩を上げな
ければならぬとか、或いは保証金と言
いますか、保証基金と言いますか、こ
ういふもの食つちやうといふことにな
りますので、そういうことも何らかの形
で適正な方法をとらないと、この会社
の目的は達せられないと思ふのです。

○政府委員(淺江一君) ダンピング
の取扱につきましては勿論お説にあり
ましたように、この会社の一つの狙い
はやはり健全な中小業者をこれによつ
て育成して行くといふことが一つ、狙
いでなければならぬと考へておられます
ので、そういう方向においてできるだけ
け研究をして行くといふふうに考へて
おるのであります。

なお、支店、出張所等の設置と關連
いたしまして管理費の高む点につきま

しては、これは御承知のように非常に
心配になる点でございますので、それ
が従つてこの保証料の料金の上にも響
いて来るといふことでございしますが、
ただこの保証限度と資本金との關係は
やはりどの程度の資本金が集まるかど
うかといふことがまだはつきりいたし
ておりませんので、それによつて非常
に保証限度との關係が出て来ると思ひ
ますが、幸ひにいたしまして、各方面から
非常な御支持を頂いておられますので、こ
れに對するその他資本金の高といふも
のかなり当初予定していたよりは參
加される額が多くなるのではないかと
いふふうに想像もいたしております。

従ひまして、そういうたうな点から保
証限度の關係においては余り御心配に
なる点はないのではないかと、いふ
に考へております。ただ管理費そのも
のが非常に嵩むことは十分に注意しな
ければならぬと、先ほど申し上げ
ましたようにこれは免注機關側とも連
絡をとり、それから業界側の各地方の
団体等との連絡もとる、そういうたう
なことによつてできるだけ余分な経
費を節約し得るような方法を是非講じ
て行きたいと思ひます。

○田中一君 今日はこの辺で……
○委員長(廣瀬興兵衛君) それでは本
日はこの程度にいたしまして、散会い
たします。
午後零時二十八分散会

六月三日本委員会に左の事件を付託さ
れた
一、山口県沖浦洞道改良工事施行に
關する請願(第二四四九号)
一、府県道高山松本線の国道編入等
に關する請願(第二四六九号)

一、東京都江東地区の根本治水事業
促進に關する請願(第二五二八号)
一、東京都高田馬場都電通り幅員拡
張反對に關する請願(第二五二九
号)
一、直轄河川五ヶ瀬川改修工事区域
延長に關する請願(第二五三〇号)
一、県道三角延岡線の国道編入に關
する請願(第二五三一号)
一、陸奥連絡国道倉敷米子路線に關
する請願(第二五三七号)
一、国道二号線中宇土町貫通路線確
保に關する請願(第一一三五号)
一、災害復旧国庫負担金交付に關す
る請願(第一一五七号)
一、接収解除建物の補償に關する陳
情(第一一五八号)
一、駐留軍接収地内外の損害補償に
關する陳情(第一一五九号)
一、住宅対策に關する陳情(第一一
六〇号)

第二四四九号 昭和二十七年五月二
十三日受理
山口県沖浦洞道改良工事施行に關する
請願
請願者 山口県大島郡沖浦村
長 谷坂俊郎
紹介議員 中川 以良君
山口県沖浦洞道は、千分の百五十の急
坂で曲折が多く前方の見通しが悪いた
め従来多くの不祥事を記録し、大島郡
交通上の難所となつており、補給路線
の機能を阻害し、政治、文化および治
安上の一大障害となつてゐるから、す
みやかに本洞道の改良工事を実施せら
れたいとの請願。

第二四六九号 昭和二十七年五月二
十六日受理
府県道高山松本線の国道編入等に關す
る請願
請願者 岐阜県高山市長 日下
部礼一外十四名
紹介議員 古池 信三君
府県道高山松本線は、岐阜県高山地方
と長野県松本地方を結ぶ中部山岳横断
の唯一の自動車道路であるが、沿線に
乗鞍岳、上高地を始めとする傑出した
観光資源と林産、鉱産、水力等の豊富
な産業資源を控え、これら資源の開発
に密接な關係があるから、本路線の整
備を図るため国道に編入せられたいと
の請願。

第二五二八号 昭和二十七年五月二
十七日受理
東京都江東地区の根本治水事業促進に
關する請願
請願者 東京都江東区議會議
長 宮内作蔵外五名
紹介議員 岩沢 忠恭君 安井
謙君 島 清君
重盛 壽治君 堀
眞琴君 深川タマエ君
櫻内 辰郎君 黒川
武雄君 吉川末次郎君
東京都江東地区は、全国有数の重工業
生産地帯として、また全国第五位を占
める東京港の背後生産地帯として重大
使命を有し、将来ますます有望視され
つつあるが、明治末期頃からの地盤沈
下により現在の地盤高は最干潮面と同
じ高さとなり、毎日の満潮面より二
メートルも低位となつてゐる。しかし
昭和二十四年のキタイ台風は本地区
に致命の大被害を与え、目下復旧土木
助成工事を実施中であるが、この工事
の完成とともにさらに根本的治水事業
を実施せられたいとの請願。

第二五三〇号 昭和二十七年五月二
十七日受理
直轄河川五ヶ瀬川改修工事区域延長に
關する請願
請願者 宮崎県延岡市本小路宮
崎県北町村長議長
内 仲田又次郎
紹介議員 深水 六郎君
五ヶ瀬川の沿線は、支流日の影川上流
にある見立錫山山の鉱毒のため、耕地
約六百町歩が不毛の地と化し、その上
連年のこう水によつて各所に破壊を生
じてゐるため、出水の都度被害を繰り
返してゐる実情であるから、五ヶ瀬川
の直轄河川施工区域を岩瀬井せきより
上流に約二十キロ延長せられたいとの
請願。

第二五二九号 昭和二十七年五月二
十七日受理
東京都高田馬場都電通り幅員拡張反對
に關する請願
請願者 東京都新宿区戸塚町二
ノ九二高田馬場銀座商
店会事務所内 馬淵藤
蔵
紹介議員 安井 謙君
東京都高田馬場都電通りの幅を、現在
の二十二メートルから二十七メート
ルに拡張する都の計画は、同路線の開通
以来一回の事故もなく、しかも西武線
の新宿延長の完成と馬場下より小滝橋
に至る七号線道路および面影橋通りよ
り落合に通ずる六号線の完成により、
都電通りの交通利用は激減するものと
思われるから、必要のない同都電通
りの拡張を中止するよう取り計らわれ
たいとの請願。

第二五三〇号 昭和二十七年五月二
十七日受理
直轄河川五ヶ瀬川改修工事区域延長に
關する請願
請願者 宮崎県延岡市本小路宮
崎県北町村長議長
内 仲田又次郎
紹介議員 深水 六郎君
五ヶ瀬川の沿線は、支流日の影川上流
にある見立錫山山の鉱毒のため、耕地
約六百町歩が不毛の地と化し、その上
連年のこう水によつて各所に破壊を生
じてゐるため、出水の都度被害を繰り
返してゐる実情であるから、五ヶ瀬川
の直轄河川施工区域を岩瀬井せきより
上流に約二十キロ延長せられたいとの
請願。

第二五三三一号 昭和二十七年五月二十七日受理

請願者 宮崎県延岡市本小路宮崎県北市町村長議長会

内 仲田又次郎

紹介議員 深水 六郎君

宮崎県延岡市と熊本県三角港を結ぶ国道は、九州の最中央部を貫通する代表的横断道路であり、一年の推定交通量は優に二百萬を突破し、しかも沿線には豊富な地下資源を有し、また国立公園計画の阿蘇を含んだ屈指の観光地帯を有する重要路線であるから、一級予定線に編入せられるとともに一日も早く一級国道の実現を図られたいとの請願。

第二五三七号 昭和二十七年五月二十七日受理

請願者 岡山県阿哲郡神代村

長 西川豊美外二十九名

紹介議員 加藤 武徳君

陰陽連絡国道線敷敷米子間の路線をいづれに決定するかについて調査研究の由であるが、倉敷、新見、神代、新郷、石見、生山、黒坂、根雨を通ずる路線は、(一) 陰陽連絡既在道路中唯一の幹線であつて最良のものである。(二) ころ配が最も少く車馬の交通に便である。(三) 利用地域が最も広範囲にわたり沿線地域の人口が密であり利用度が高い。(四) 積雪量が少く冬季の交通に支障がない。(五) 農林産物および地下資源が多く利用度が高い等の諸点から本路線を国道に編入せられたいとの請願。

第一一三五号 昭和二十七年五月二十六日受理

請願者 熊本県宇土郡宇土町長

細川立暢外二名

熊本県宇土町を貫通する現在の国道を廃して、別箇に熊本市川尻町南端より国鉄鹿兒島本線に平行する新国道の建設が計画されている由であるが、この実現は、既に幅十一、五メートルの幹線道路と貫通し発展の途上にある宇土町の繁栄を奪う結果となるばかりでなく、この新国道の建設には数十町歩の農地を奪ひ、かつ沿線耕地の地質を租悪にし、雨期の浸水等も予想されるから、新国道の計画を中止せられたいとの陳情。

第一一五七号 昭和二十七年五月二十七日受理

災害復旧国庫負担金交付に関する陳情

陳情者 山形県議会議長 加藤富之助外七名

昭和二十七年年度における政府の災害復旧国庫負担金交付方針は二十六年度発生災害事業に重点をおいて割り当てるよであるが、かくては、過年度災害の残工事に對して目下の地方財政状況では施行不可能となり、地方の振興上また国土の保全上重大事案であるから、過去の災害に對する起債の未決分および工事復旧未済等についてすべて考慮せられたいとの陳情。

特別調査隊が連合軍用に接収した建築物は、逐次解除されつつあるが、右建築物の復旧に對する補償額が低いため、建物所有者は復旧不能となり、住宅としても使用し得ず放置している現状であるから、充分な補償を行われたいとの陳情。

第一一五九号 昭和二十七年五月二十七日受理

駐留軍接収地内外の損害補償に関する陳情

陳情者 山形県議会議長 加藤富之助外七名

駐留軍が実弾射撃用地として接収している砲座地、着弾地または山林、樹木等の被害は補償されるが、接収地以外の損害即ち連日のように大小ジープまたはタンク等が村道をひん繁に通行するので道路および橋の破壊がはなはだしく、これが修理に多額の経費を要するが貧弱な町村財政では到底賄いきれない現状であるから、政府は実状調査の上被害関係町村に對しすみやかに損害補償の途を講ぜられたいとの陳情。

第一一六〇号 昭和二十七年五月二十七日受理

住宅対策に関する陳情

陳情者 東京都港区芝虎ノ門八城南ビル内社団法人日本住宅協会 長 藤山愛一郎

講和独立の喜びを得た今日なお、国民生活の基盤である住宅の問題は依然深刻を極めており、抜本的住宅対策を確立してこれが実施を図られたいとの陳情。